

映画上映と音楽著作権について（Q&A）

（経緯）

Q 1 どうしてこれまで規定や取扱いを変更しなかったのですか。また、なぜ今、積極的に取り組んでいるのですか。

A 1 規定や取扱いについては、これまでも利用者団体と協議をした上で、小規模な変更を行ってきました。しかしながら、現行の規定自体が音楽の利用規模（例えば映画興行収入）を反映するような仕組みになっていないため、限界がありました。今回、使用料規定を根本的に改めて、音楽の利用規模を反映する仕組みに改める予定です。

近年では諸外国の音楽著作権管理団体や、その所属メンバーである著作者から、JASRACが徴収する外国映画上映使用料の水準が低く、クリエイターに正当な対価が還元されていないとの意見が寄せられており、使用料規定の見直しが喫緊の課題として強く求められていることから、JASRACとしてもその要請に応えるべく、引き続き全力で取り組んでいるところです。

（法的根拠）

Q 2 法的に支払義務があるのは誰なのですか。

A 2 映画上映の直接の主体である劇場経営者に支払義務があります。映画の製作・配給事業者は、劇場に代わって手続きするという立場です。

Q 3 外国の音楽作品の権利をなぜJASRACが管理できるのですか。

A 3 JASRACは、世界各国の著作権管理団体と各々のレパトリーを管理し合う契約を結んでおり、著作権管理の国際的なネットワークの一員として、外国作品が日本国内で利用される際の窓口になっています。

したがって、JASRACと契約を結んでいる海外の団体の管理作品については、JASRACに手続きをしていただくことで、許諾を得ることができます。

（参考）[JASRACの国際ネットワーク](#)

(諸外国の状況)

Q 4 アメリカでは、映画上映について、どのように権利が処理されているのですか。

A 4 アメリカの著作権管理団体（ASCAP、BMI）は、連邦裁判所の同意判決により、アメリカ国内での映画館経営者への上映利用許諾を行うことを禁じられているという特有の事情があるため、アメリカ国内での上映利用を管理していません。ただしそのメンバーが著作した音楽が含まれる映画を上映利用する場合には、管理契約を締結する各国の著作権管理団体を通じて管理することとなっています。